毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

目　次

ページ

告　示

○北海道地域総合整備資金の貸付に係る徴収事務の委託……（地域政策課）　267
○一般競争入札の資格に関する公示……（環境保全課）　268
○一般競争入札の実施……（環境保全課）　268
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……（生活振興課）　269
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活振興課）　270
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（環境生活部所管分　その３）……（環境生活部総務課）　271
○国土調査の成果の認証……（農地調整課）　271
○土地改良事業の施行の認可……（土地改良指導課）　272
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　272
○道営土地改良事業の工事の完了……（土地改良指導課）　272
○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定……（水産経営課）　272
○特定調達契約に係る落札者等の公示……（漁業指導課）　272
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　272
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　273
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　274
○公共測量の実施の通知（２件）……（建設部総務課）　275
○道路の区域の変更……（道路整備課）　275
○道路の供用の開始……（道路整備課）　276
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　276
○公有水面の埋立ての免許の出願……（砂防災害課）　276
○室蘭圏都市計画公聴会の開催……（都市計画課）　277
○釧路圏都市計画公聴会の開催……（都市計画課）　279
○帯広圏都市計画公聴会の開催……（都市計画課）　280
○苫小牧圏都市計画公聴会の開催……（都市計画課）　282
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正……（出納局総務課）　283
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（物品管理課）　284
○一般競争入札の実施……（物品管理課）　284

公　表

○知事表彰の受賞者……（人事課）　285
○争議行為の通知……（労政福祉課）　285

公　告

○北海道市町村職員組合及び北海道都市職員共済組合の平成14年度決算の要旨……（市町村課）　286

支庁告示

○平成15年度種馬鈴しょ集荷販売業者の登録……　290
○一般競争入札の資格に関する公示……　290
○一般競争入札の実施……　291
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し……　292

札幌医科大学告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　292
○一般競争入札の実施……　293

道選挙管理委員会告示

○伊達市北海道議会議員補欠選挙事由の発生……　294
○伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録基準日等……　294
○北海道選挙管理委員会規程の一部改正……　294

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長公告

○渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出……　294
○渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における無投票……　295

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長公告

○釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出……　295
○釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における無投票……　295

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……　296

告　示

北海道告示第1522号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、平成15年度貸付けの北海道地域総合整備資金に係る徴収事務を平成15年８月19日から次の者に委託した。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　受託者の名称　　財団法人地域総合整備財団

２　所　在　地　　東京都千代田区平河町２丁目５番６号

北海道告示第1523号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　資格及び委託業務

平成15年度において道が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年８月29日に一般競争入札の公告を行う浄化槽設置状況調査業務（緊急地域雇用創出特別対策推進事業）委託契約

⑵　資　　格　　浄化槽設置状況調査業務（緊急地域雇用創出特別対策推進事業）委託に関する資格（以下「資格」という。）

⑶　業務の種類　　網走、釧路及び根室の３支庁管内の市町村における浄化槽の設置状況を調査し、各市町村及び天然湖沼集水域毎の生活排水負荷量を算定するとともに、その結果を上水道及び下水道の区域と合わせてＧＩＳシステムを整備する。

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されてる者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されてる者でないこと。

⑷　道税を滞納している者でないこと。

⑸　道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。

⑹　過去５年間において、国又は地方公共団体からＧＩＳシステムに係る業務の委託を受け、適切に事業を完了した実績があること。

３　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　平成15年８月29日から９月12日まで

⑵　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道環境生活部環境室環境保全課

イ　提出先の所在地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

４　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）（中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、３の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

５　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

６　資格の喪失

資格を有する者が２の規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第1524号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項

⑴　委託業務の名称　　浄化槽設置状況調査業務（緊急地域雇用創出特別対策推進事業）

⑵　委託業務の仕様等　　委託業務処理要領による。

⑶　委託期間　　契約の日から平成16年３月19日まで

２　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第1523号に規定する浄化槽設置状況調査業務（緊急地域雇用創出特別対策推進事業）の資格を有すること。

３　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道環境生活部環境室環境保全課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目
　　北海道庁本庁舎12階　環境生活部１号会議室

(2)　入　札　日　時　　平成15年９月19日（金）午前11時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施令」という。）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　３に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

政令第167条の10第１項に規定する場合を除き、財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書の作成の要否

要

10　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格のない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告の定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する金額を加算した金額（該当金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道環境生活部環境室環境保全課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8558　札幌市中央区北３条西６丁目
　　電話番号 011－231－4111　内線 24－277

(4)　入札に関して、談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5)　この公告は予定であり、変更することがあり得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1525号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定により公告する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
さっぽろ法務教育研究所	山口　康夫	札幌市豊平区豊平３条２丁目１番29号	この法人は、未成年者、高齢者等の消費者に対し、自己決定・自己責任を実現するための知識・情報等の提供、消費者教育を行うことを目的とする。また、企業に対し、企業法務全般に係る啓蒙及び助言をなす事業を行い、もって地域社会における法務知識の増進に寄与することを目的とする。	平成15．7．2
映像コミュニティ・ムーブユー	佐藤　建	稚内市若葉台2290番地28	この法人は「映像でまちを元気に」をモットーに、市民の手づくり映像による、地域の特色を生かしたまちづくり支援を目的とする。地元に身近な話題や魅力を、ドキュメンタリー映像としてインターネットで世界に発信し、また、「誰でもインターネット放送が可能な時代」の先駆けとして、学術機関における情報教育のサポート及び市民を対象としたワークショップや映画祭の実施等を行い、市民の文化的活動を支援する。	平成15．7．7

北海道健康管理士会	武田　修	札幌市豊平区中の島２条３丁目５番１－903号	この法人は、個人の健康、家族の健康、地域社会の健康を認識し、健康であることの意義を学び、予防医学の見地に立脚して医師とは異なる観点から、病気を未然に防ぐという一次予防による正しい健康づくりの指導的役割を果たし、もって北海道民の健康な生活の維持・増進に寄与することを目的とする。	平成15．7．7
たかす体験学園１－ＺＥＲＯ	谷口　孝	上川郡鷹栖町北１条３丁目２番５号鷹栖町福祉会館	この法人は、「よく見、よく聴き、よく考える体験は生きる力」を合言葉に、誰もが持っている「くらしのちえ」「願い」「悩み」などについて語り合える環境を整え、広い交流・深い体験を通して生き方を見つめなおすことを通じ、保健・福祉の増進と社会教育の推進に寄与することを目的とする。	同
ジョインズ	清水　聖一	旭川市東光７条３丁目２番９号	この法人は、高齢者や障害をもった人々を対象とした、安心して生活できる場の提供及び訪問介護や生活支援活動など、地域住民の活力を活かしたボランティア活動の実践や、これから迎える高齢化社会に適応するための健康つくりに関する勉強会活動などの実施を通じて、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成15．7.11
上富良野たんぽぽの会	久我みち子	空知郡上富良野町本町４丁目６番33号	この法人は、高齢者・障害者（児）やその家族、又は、保育を必要とする子や子育て中の親など、手助けを必要とする人々に対する生活支援事業や世代間の交流を促進する事業、並びに、災害時における救援活動の支援事業を行い、地域社会の活性化と福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成15．7.15

北海道告示第1526号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり定款の変更（ホームヘルパーノアにあっては特定非営利活動に係る事業、社員の資格の得喪、役員、会議、会計、事業年度、その他の事業に関する事項の変更、エヌピーオーな菜及び旅とぴあ北海道にあっては特定非営利活動に係る事業の変更、精神障害者を支援する会及び北海道山岳活動サポートにあっては役員に関する事項の変更、北海道有機認証協会にあっては社員の資格の得喪、役員、会議に関する事項の変更、ＳＳＳ札幌サッカースクールにあっては目的、名称、特定非営利活動に係る事業、役員に関する事項の変更）の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
ホームヘルパーノア	大滝　和子	札幌市厚別区青葉町８丁目１番17号	この法人は、高齢者が地域で豊かな自立生活を維持することができるよう、総合的な地域福祉、在宅福祉のケアシステムを確立し、ヘルパー派遣などの福祉サービスを提供し介護家族の負担軽減に寄与する事を目的とする。	平成15．7．3
エヌピーオーな菜	牧野　和美	亀田郡七飯町字桜町665番地11	この法人は高齢者及び子供に対し、福祉に関する事業を行い、公益の向上に寄与することを目的とする。	同
精神障害者を支援する会	礒谷　敏雄	札幌市西区八軒８条東５丁目４番18号	この法人は、精神障害者、家族に対して、ノーマライゼーションの精神を基本に捉え、精神障害者が地域で当たり前に暮らし、社会的自立が出来るように、共同住居運営事業、地域生活支援事業などの生活支援活動を行うとともに、精神障害者、家族、さらには支援者、関係機関に対する相談・訪問・助言・援助事業を行い、共に連携・協力し精神障害者福祉の向上を図ることを目的とする。	平成15．7．8
北海道山岳活動サポート	樋口　和生	札幌市中央区南５条西８丁目７－６	この法人は、山岳活動に携わるあらゆる層の人及び団体に対して、山岳環境の保全と事故防止に向けた知識と技術の普及啓発、及び山岳地を利用した山岳レクリエーションプログラムと体験型環境学習プログラムに関する事業を行い、山岳地の環境保全と登山を含めた野外活動の事故防止に寄与することを目的とする。	平成15．7.10
北海道有機認証協会	八百　哲男	札幌市北区北７条西６丁目１－１－	この法人は、健康と環境保全を重視する有機食品に係る有機基準及び検査・	同

		1103	認証システムに関する知識及び思想の普及啓発等を通じ、有機食品の認定普及に努め、その社会的信頼性を高めることにより、環境負荷の少ない生産・加工・流通・消費社会を構築し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。	
旅とぴあ北海道	下間　啓子	旭川市２条通８丁目2112番地　２条ビル３階	この法人は、「旅は生きるエネルギー」をキーワードに、障害の有無や年齢・性別・国籍などの違いにかかわらず、「誰でも、自由に、どこへでも」外出可能なサポートシステムを構築し、「旅」での出会いや体験を通して、誰もが心豊かに地域で生活ができるよう、その環境整備の推進に寄与することを目的とする。	平成15．7.10
ＳＳＳ札幌サッカースクール	柴田　　昺	札幌市北区北36条西３丁目３番８号	この法人は、幼年から高齢者まで老若男女を問わず、サッカーを通じてスポーツを楽しみたいと考えているすべての人々に対して、心身ともに健康で豊かな生活を送る為に、生涯型スポーツとしての環境を創造・提供するとともに、それに関する事業を行う。また、国際的なスポーツ交流をも推進し、北海道におけるスポーツ文化醸成の未来づくりに寄与することを目的とする。	平成15．7.18

北海道告示第1527号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

（環境生活部所管分　その３）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
自然公園等整備事業 市町村が行う公衆便所若しくは野営場の再整備又は長距離自然歩道利用拠点整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	国立公園又は国定公園区域内における公衆便所若しくは野営場の新設、増設又は改設、又は長距離自然歩道利用拠点整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの １　工事費 ２　事務費	３分の２以内	共通第８号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式 その他参考となるべき書類	共通第８号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式 その他参考となるべき書類	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提出先　環境生活部環境室自然環境課	書類は、支庁長を経由すること。

北海道告示第1528号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
増毛町 地籍図・地籍簿	増毛郡 増毛町	舎熊、湯の沢の各一部	平成12年５月25日から 平成15年３月18日まで	平成15．8.20
戸井町 地籍図・地籍簿	亀田郡 戸井町	字弁才町、字泊町、字館町の各一部	平成11年４月14日から 平成15年３月15日まで	同
鹿部町 地籍図・地籍簿	茅部郡 鹿部町	字宮浜の一部	平成11年４月14日から 平成15年３月11日まで	同

北海道告示第1529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、平成15年８月20日、初山別土地改良区が新たに行う土地改良（南明里地区小規模土地改良（農業用用排水））事業の施行を認可した。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第1530号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年９月１日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
川西	土地改良総合整備［担い手育成型］（暗きょ、客土、区画整理）	北海道胆振支庁
共立第３	畑地帯総合整備［緊急整備型］（農業用用排水、農道、暗きょ、土層改良）	北海道網走支庁

北海道告示第1531号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
岩幌中	土地改良総合整備［担い手育成型］（農業用用排水）	平成14.12.10
同	同（農道）	同　14.11.25
同	同（暗きょ）	同　14.11.11
多度志	中山間地域総合整備（農業用用排水）	同　15. 2.20
同	同（農道）	同　14.12.20
同	同（ほ場整備）	同　14.10.31
同	同（暗きょ）	同

北海道告示第1532号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第３項の規定により、えりも加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認める。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第1533号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　落札に係る特定役務の名称及び数量

(1)　漁業取締船海王丸上架修理工事　一式

(2)　漁業取締船ほくと上架修理工事　一式

2　落札を決定した日

平成15年８月８日

3　落札者の氏名及び住所

(1)ア　氏　名　函東工業株式会社

イ　住　所　函館市浅野町３番11号

(2)ア　氏　名　川崎造船株式会社

イ　住　所　釧路市浜町３番６号

4　落札金額

(1)　83,160,000円

(2)　53,550,000円

5　競争の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

(1)　平成15年北海道告示第1159号

(2)　平成15年北海道告示第1160号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名　称　北海道水産林務部漁業指導課

(2)　所在地　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第1534号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所　茅部郡南茅部町字川汲2086（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3) 解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在場所　河東郡音更町字豊田東６線59の５（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　風害の防備
(3) 解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在場所　河東郡士幌町字中士幌165の１（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的　風害の防備
(3) 解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1535号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所　勇払郡占冠村字占冠277の１・277の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所　中川郡美深町字六郷360・361の１・362の１・363・364の１・365から372まで・374から385まで・417・419から422まで・424・425（以上32筆国有林）、273の１、277の１、279、280の１、283の１、284の３、287から290まで、291の１、293の１、294の１、295の１、296の１、297の１、298の１、299の１、299の２、300の１、301の１、302の１、303の１から303の３まで、304の１、305、306の１、307の１、308、312、字報徳615・618から620まで・622・623の１（以上６筆国有林）、445の１、445の２、449の１、449の２、450
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡遠軽町字清川448の２、574の２
(2) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所　新冠郡新冠町字泉54の４から54の７まで・58の２・499（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所　新冠郡新冠町字太陽291の６・291の７・294の４・294の５・799の１（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1536号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　空知郡栗沢町万字幸町155の１（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

万字幸町155の１（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び栗沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　増毛郡増毛町岩老800の１・800の３（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　苫前郡苫前町字力昼711の２（次の図に示す部分に限る。）、711の23

(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1537号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　作業種類　公共測量（３級基準点測量）

2　作業期間　平成15年８月１日から12月８日まで

3　作業地域　上ノ国町

北海道告示第1538号

帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　作業種類　公共測量（２級基準点測量）

2　作業期間　平成15年８月25日から11月28日まで

3　作業地域　清水町

北海道告示第1539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　道道

2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
赤平奈井江線	赤平市茂尻元町南５丁目22番１地先から赤平市字赤平692番１地先まで	前	13.85ｍから103.20ｍまで	631.79ｍ	国道38号重複Ｌ＝17.28ｍ	北海道札幌土木現業所
		後	13.85ｍから103.20ｍまで	631.79ｍ	国道38号重複Ｌ＝17.17ｍ	
		後	17.24ｍから103.20ｍまで	623.03ｍ	国道38号重複Ｌ＝17.17ｍ	
落合停車場線	空知郡南富良野町字落合871番地先から空知郡南富良野町字落合943番地先まで	前	20.83ｍから35.57ｍまで	399.86ｍ	――	北海道旭川土木現業所
		前	20.93ｍから49.78ｍまで	400.00ｍ	――	

		後	20.83ｍから35.57ｍまで	399.86ｍ	――	
		後	20.93ｍから49.78ｍまで	400.00ｍ	――	
和寒鷹栖線	上川郡和寒町字南丘624番１地先から上川郡和寒町字南丘国有林上川北部森林管理署355林班い小班地先まで	前	24.25ｍから34.96ｍまで	132.55ｍ	――	北海道旭川土木現業所
		後	26.59ｍから38.68ｍまで	132.55ｍ	――	
和寒幌加内線	上川郡和寒町字西和109番１地先から上川郡和寒町字西和127番１地先まで	前	17.00ｍから26.00ｍまで	293.41ｍ	――	同
		後	17.00ｍから26.00ｍまで	293.41ｍ	――	
		後	17.00ｍから25.00ｍまで	288.60ｍ	――	

北海道告示第1540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　直別共栄線	十勝郡浦幌町字オダフンベ１番地先から十勝郡浦幌町字直別１番２地先まで	平成15．8.29

北海道告示第1541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　道道

2　路線名　士幌上士幌線

3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
河東郡上士幌町字上士幌138番33地先から河東郡上士幌町字上士幌東１線233番１地先まで	前	12.50ｍから18.50ｍまで	366.91ｍ	道道上士幌士幌音更線Ｌ＝10.50ｍ
	後	16.90ｍから20.30ｍまで	366.91ｍ	道道上士幌士幌音更線Ｌ＝12.00ｍ

北海道告示第1542号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して３週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　出願年月日　平成15年５月20日

2　出願者

(1)　名称　北海道

(2)　住所　札幌市中央区北３条西６丁目

(3)　代表者の氏名　北海道知事　高橋はるみ

3　埋立区域

(1)　位置　山越郡八雲町落部937、943、474－14、473－５、494、493－４、491－８及び491－１番地先の公有水面

(2)　区域　次のアの地点からツの地点までを順次に結んだ線及びアの地点と

ツの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

アの地点　落部漁港原点（北緯42度11分13秒3233、東経140度26分05秒3069、X＝－201,351.837、Y＝15,263.156）から方向角11度16分29秒の方向128.19ｍの地点

イの地点　アの地点から方向角80度02分19秒の方向5.00ｍの地点

ウの地点　イの地点から方向角169度28分31秒の方向0.63ｍの地点

エの地点　ウの地点から方向角80度02分15秒の方向195.80ｍの地点

オの地点　エの地点から方向角350度02分14秒の方向140.63ｍの地点

カの地点　オの地点から方向角260度02分15秒の方向150.81ｍの地点

キの地点　カの地点から方向角350度02分12秒の方向29.50ｍの地点

クの地点　キの地点から方向角80度02分14秒の方向150.00ｍの地点

ケの地点　クの地点から方向角350度02分16秒の方向30.00ｍの地点

コの地点　ケの地点から方向角80度02分21秒の方向16.80ｍの地点

サの地点　コの地点から方向角350度02分13秒の方向74.41ｍの地点

シの地点　サの地点から方向角290度02分17秒の方向22.63ｍの地点

スの地点　シの地点から方向角350度02分11秒の方向11.78ｍの地点

セの地点　スの地点から方向角110度02分17秒の方向90.00ｍの地点

ソの地点　セの地点から方向角170度02分16秒の方向285.00ｍの地点

タの地点　ソの地点から方向角260度02分16秒の方向115.00ｍの地点

チの地点　タの地点から方向角169度59分28秒の方向4.21ｍの地点

ツの地点　チの地点から方向角260度07分08秒の方向159.78ｍの地点

(3) 面　　積　33,184.39㎡

4　埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位　　置　山越郡八雲町落部499、498、497、937、943、474－14、473－５、494、493－４、491－８、491－１、490－２及び490－１番地先

(2) 区　　域　次の１の地点から20の地点までを順次に結んだ線、20の地点とチの地点とを結んだ線、チの地点とツの地点とを結んだ線、ツの地点とアの地点とを結んだ線、アの地点と21の地点とを結んだ線、21の地点と22の地点とを結んだ線及び１の地点と22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

１の地点　落部漁港原点（北緯42度11分13秒3233、東経140度26分05秒3069、X＝－201,351.837、Y＝15,263.156）から方向角352度27分27秒の方向355.57ｍの地点

２の地点　１の地点から方向角117度35分40秒の方向46.17ｍの地点

３の地点　２の地点から方向角110度17分02秒の方向36.91ｍの地点

４の地点　３の地点から方向角131度30分32秒の方向10.65ｍの地点

５の地点　４の地点から方向角83度05分15秒の方向56.38ｍの地点

６の地点　５の地点から方向角76度08分50秒の方向50.12ｍの地点

７の地点　６の地点から方向角78度50分07秒の方向37.92ｍの地点

８の地点　７の地点から方向角350度02分11秒の方向17.61ｍの地点

９の地点　８の地点から方向角80度01分54秒の方向3.09ｍの地点

10の地点　９の地点から方向角350度02分14秒の方向69.50ｍの地点

11の地点　10の地点から方向角310度57分52秒の方向27.86ｍの地点

12の地点　11の地点から方向角19度11分00秒の方向40.97ｍの地点

13の地点　12の地点から方向角109度18分17秒の方向123.59ｍの地点

14の地点　13の地点から方向角171度01分32秒の方向199.02ｍの地点

15の地点　14の地点から方向角174度17分11秒の方向70.19ｍの地点

16の地点　15の地点から方向角260度01分43秒の方向2.72ｍの地点

17の地点　16の地点から方向角173度30分30秒の方向30.06ｍの地点

18の地点　17の地点から方向角170度02分22秒の方向12.14ｍの地点

19の地点　18の地点から方向角257度13分00秒の方向67.97ｍの地点

20の地点　19の地点から方向角261度29分23秒の方向60.01ｍの地点

チの地点　20の地点から方向角349度58分50秒の方向9.75ｍの地点

ツの地点　チの地点から方向角260度07分08秒の方向159.78ｍの地点

アの地点　ツの地点から方向角349度28分32秒の方向36.98ｍの地点

21の地点　アの地点から方向角317度19分46秒の方向45.51ｍの地点

22の地点　21の地点から方向角48度05分46秒の方向5.00ｍの地点

(3) 面　　積　84,839.55㎡

5　埋立地の用途　漁港施設用地

北海道告示第1543号

室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　開催の日時　平成15年９月30日（火）午後２時から

2　開催の場所　室蘭市東町４丁目29　室蘭市中小企業センター　２階研修室

3　公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年９月24日（水）までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事（札幌市中央区北３条西６丁目（専用郵便番号 060－8588）北海道建設部都市計画課）に提出しなければならない。

4　公聴会の中止

知事は、３による書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。

なお、中止する場合には、北海道、室蘭市、登別市及び伊達市のホームページ上にその旨を掲載する。

5　公述人の決定

知事は、３により書面を提出した者及び必要があると認めるときは、３の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。

6　議事の方法

公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）に規定する方法による。

なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。

公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね150人に制限する。

7　意見を聴こうとする案件

(1)　案　件　名

ア　室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案

イ　室蘭圏都市計画区域区分の変更の素案

(2)　案件の概要

ア　室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要

(ア)　都市計画の目標

a　基本的事項

この方針では、室蘭圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

b　都市づくりの基本理念

本区域は、北海道を代表する港湾工業都市である室蘭市、全国有数の観光地である登別市及び農水産物の供給基地である伊達市から構成され、それぞれの特性に応じた機能分担を図りながら、快適な都市圏の形成に努めている。

本区域は、これまでの技術集積や海、温泉、田園などの恵まれた自然を生かし、すそ野の広い産業を形成するとともに、水産業や農業分野への先進的な技術の導入、レクリエーション機能の充実など多彩な顔を持つ産業を育て、地域活性化を進めるため、「トライアングル共生都市圏構想」を定めている。

(イ)　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、東北・北海道地方を代表する港湾都市である室蘭市における重化学工業を中心に発展してきており、製造品出荷額等も増加傾向にある。

産業構造等の変化により、人口は減少傾向にあるものの、依然人口規模は大きく、また、世帯分離が進んでいることから、世帯数は増加傾向にある。

以上のことから、今後も農林業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本区域については、引き続き区域区分を定める必要がある。

イ　室蘭圏都市計画区域区分の変更の案の概要

(ア)　基本方針

平成12年及び13年に都市計画法第６条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序有る整備を図るため、区域区分に関する都市計画の見直しを行う。

(イ)　区域区分を次のとおり変更する。

a　市街化区域に編入する土地の区域

室蘭市築地町の一部、伊達市長和町、竹原町及び末永町の各一部

b　市街化調整区域に編入する土地の区域　　室蘭市本輪西町の一部

c　市街化区域への編入を保留する土地の区域　　無し

d　変更の内容

(a)　区域の範囲

都市計画区域	平成12年	29,993ha	平成22年	29,994ha
市街化区域	平成12年	5,872ha	平成22年	5,880ha

(b)　人口

都市計画区域	平成12年	193.0千人	平成22年	189.3千人
市街化区域	平成12年	180.9千人	平成22年	181.2千人

保留人口（平成22年）無し

8　決定及び変更の理由

改正都市計画法（H12改正）に基づき、新たに都市計画区域ごとの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定め、その中で区域区分の決定の有無について「有」と決定し、また、平成12年及び13年に都市計画法第６条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序有る整備を図るため、人口、産業規模の変更を行うこととし、同時に区域区分の変更を行うものである。

9　案件の全文

「案件の全文」は、省略し、次の方法で閲覧に供する。

(1)　北海道建設部都市計画課、室蘭市都市建設部都市計画課、登別市建設部都市計画課及び伊達市企画財政部企画課において閲覧に供する。

(2)　北海道、室蘭市、登別市及び伊達市のホームページ上に掲載する。

10　公聴会に関する問い合わせ先

北海道建設部都市計画課（〒060－8588）札幌市中央区北３条西６丁目
電話 011－231－4111（内線 29－817）http://www.pref.hokkaido.jp/
室蘭市都市建設部都市計画課（〒051－8511）室蘭市幸町１－２
電話 0143－25－2592（直通）http://www.city.muroran.hokkaido.jp/
登別市建設部都市計画課（〒059－8701）登別市中央町６丁目11
電話 0143－85－2111（内線 367）http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp/
伊達市企画財政部企画課（〒052－0024）伊達市鹿島町20－１
電話 0142－23－3331（内線 215）http://www.city.date.hokkaido.jp/

北海道告示第1544号

釧路圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　開催の日時　　平成15年９月25日（木）午後２時から

2　開催の場所　　釧路市幸町９丁目１番地　釧路市交流プラザさいわい　６階大会議室

3　公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年９月18日（木）までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事（札幌市中央区北３条西６丁目（専用郵便番号 060－8588）北海道建設部都市計画課）に提出しなければならない。

4　公聴会の中止

知事は、３による書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。

なお、中止する場合には、北海道、釧路市及び釧路町のホームページ上にその旨を掲載する。

5　公述人の決定

知事は、３により書面を提出した者及び必要があると認めるときは、３の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。

6　議事の方法

公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）に規定する方法による。

なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。

公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね200人に制限する。

7　意見を聴こうとする案件

(1)　案　件　名

ア　釧路圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案

イ　釧路圏都市計画区域区分の変更の素案

(2)　案件の概要

ア　釧路圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要

(ア)　都市計画の目標

a　基本的事項

この方針では、釧路圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

b　都市づくりの基本理念

釧路市は、東北海道の中核都市として行政、商業・業務、医療、教育、文化などの多様な都市機能が集積している。

また、住む人に潤いと恵みを与え、悠久の時を刻んできた釧路湿原や市街地を流れる釧路川、新釧路川、阿寒川の３本の河川など、次の世代に引き継ぐべき優れた自然環境がある。

これからのまちづくりは、これまで整備を進めてきた社会資本を最大限に活用しながら地域の良さを再確認し、住民・企業と行政が腰を据えて協働して行うパートナーシップ型のまちづくりを目指すものとし、まちづくりの理念として「ゆったりと時の流れる大地の中で、釧路に住む喜び、楽しみが感じられるまちづくり」を基本姿勢とする。

釧路町は、釧路湿原に代表される自然や、美しい景観と海産資源に恵まれた海岸地区などの、町外に誇れるまちの特徴を守り、活かしながら魅力的なまちづくりを目指すものとし、まちづくりの理念として「人・自然・産業かがやく～人々に愛されるまち“釧路町”町民と創る新たな都市～を目指して」を基本姿勢とする。

市並びに町は、互いの基本姿勢を尊重するとともに連携を図り、圏域として一体のまちづくりを目指す。

(イ)　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、これまで道東圏の中でも行政、商業・業務、教育、文化などの都市機能が集積する都市として発展してきたところであるが、人口及び産業規模ともに減少傾向を示している。しかし、人口規模は道内でも比較的大きく、世帯数については増加している傾向にあることから、今後とも市街地内部の充実・整備を進める必要がある。以上のことから、今後も農林業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本都市計画区域については、引き続き区域区分を定める。

イ　釧路圏都市計画区域区分の変更の案の概要

(ア)　基本方針

平成13年及び14年に都市計画法第６条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序有る整備を図るため、都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しを行う。

(イ)　区域区分を次のとおり変更する。

ａ　市街化区域に編入する土地の区域　　釧路市星が浦南５丁目の一部

ｂ　市街化調整区域に編入する土地の区域

釧路市北大通１丁目、末広１丁目、栄町１丁目、川上町２丁目及び大川町の各一部

ｃ　市街化区域への編入を保留する土地の区域　　無し

ｄ　変更の内容

(a)　区域の範囲

都市計画区域	平成12年	34,170ha	平成22年	34,212ha
市街化区域	平成12年	5,861ha	平成22年	5,894ha

(b)　人口

都市計画区域	平成12年	212.9千人	平成22年	210.5千人
市街化区域	平成12年	208.1千人	平成22年	206.5千人

保留人口（平成22年）無し

8　決定及び変更の理由

改正都市計画法（H12改正）に基づき、本区域に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定める。また、本区域の都市計画基礎調査により、都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向の検討を行ったところ、本区域については、区域区分に関する都市計画の見直しを行う必要があると判断したことから区域区分を変更するものである。

9　案件の全文

「案件の全文」は、省略し、次の方法で閲覧に供する。

(1)　北海道建設部都市計画課、釧路市住宅都市部都市計画課及び釧路町都市計画課において閲覧に供する。

(2)　北海道、釧路市及び釧路町のホームページ上に掲載する。

10　公聴会に関する問い合わせ先

北海道建設部都市計画課（〒060－8588）札幌市中央区北３条西６丁目

電話 011－231－4111（内線 29－817）http://www.pref.hokkaido.jp/

釧路市住宅都市部都市計画課（〒085－8505）釧路市黒金町７丁目５番地

電話 0154－23－5151（内線 4226）http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/

釧路町都市計画課（〒088－0692）釧路郡釧路町別保１－１

電話 0154－62－2111（内線 276）http://www.town.kushiro.hokkaido.jp/

北海道告示第1545号

帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　開催の日時　　平成15年９月24日（水）午後２時から

2　開催の場所　　帯広市西５条南７丁目１番地　帯広市役所　水道庁舎３階大会議室

3　公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年９月17日（水）までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事（札幌市中央区北３条西６丁目（専用郵便番号 060－8588）北海道建設部都市計画課）に提出しなければならない。

4　公述人の決定

知事は、３により書面を提出した者及び必要があると認めるときは、３の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。

5　議事の方法

公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）に規定する方法による。

なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。

公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね100人に制限する。

6　意見を聴こうとする案件

(1)　案　件　名

ア　帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案

イ　帯広圏都市計画区域区分の変更の素案

(2)　案件の概要

ア　帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要

(ア)　都市計画の目標

a　基本的事項

この方針では、帯広圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

b　都市づくりの基本理念

北海道の東部に広がる十勝平野は、三方を日高山脈、大雪山系、白糠丘陵地に囲まれ、南は豊頃丘陵地を経て太平洋に臨む、広大で肥沃な農業地帯となっている。本区域は、この十勝平野の中心に位置し、それぞれの山地に源を発する十勝川、札内川、音更川の合流点に展開する帯広市、音更町、芽室町、幕別町で構成されており、十勝の大規模畑作、酪農地帯に支えられ、関連産業が発展した帯広市を中心に、広域的な連携を保ちながら、日常生活においても一体の都市として、健全な発展と秩序ある整備を進め、快適な都市圏の形成に努めている。

帯広市は、まちづくりの基本方向を人と自然が共生する可能性の大地『新世紀を拓く田園都市おびひろ』として、都市と農村が共生する田園都市づくりを進めている。

音更町は、自然と調和し共に生きるまち、町民一人ひとりが安心して暮らせるやさしさあふれる快適なまちづくりを促進するため「人と大地がひびきあい躍進する快適都市おとふけ」を将来像に魅力あふれるまちづくりを進めている。

芽室町は、自然と共生するうるおいのある快適なまちづくりを促進するため、「緑と風の中で～自然と人にやさしいまち」を目指してまちづくりを進めている。

幕別町は、「めぐみ野に人が輝き笑顔ふれあうまちまくべつ」を基本理念として、町民福祉の向上を最優先に、自然と調和した快適で住みよいまちづくりを進めている。

(イ)　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本区域に区域区分を定める。

本区域は、十勝圏の中核都市圏として、人口は増加傾向を示しており、これまでも陸上交通の要衝として産業が集積し、特に豊富な農畜産物を使った食品加工業を中心に製造品出荷額等が増加している。このため、今後においても住宅及び工業用敷地需要は増加するものと予想されることから、農林業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本都市計画区域については引き続き区域区分を定める必要がある。

イ　帯広圏都市計画区域区分の変更の案の概要

(ア)　基本方針

平成14年に都市計画法第６条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序有る整備を図るため、区域区分に関する都市計画の見直しを行う。

(イ)　区域区分を次のとおり変更する。

a　市街化区域に編入する土地の区域

帯広市

帯広市西12条南39丁目、西15条南41丁目の各一部及び稲田町基線、南町南７線、南町南８線、空港南町南10線、川西町西３線の各一部

芽室町

芽室町東12条10丁目及び芽室町芽室基線の各一部

幕別町

幕別町札内文京町及び字千住の各一部

b　市街化調整区域に編入する土地の区域　　無し

c　市街化区域への編入を保留する土地の区域　　無し

d　変更の内容

(a)　区域の範囲

都市計画区域	平成12年	32,900ha	平成22年	32,900ha
市街化区域	平成12年	6,511ha	平成22年	6,751ha

(b)　人口

都市計画区域	平成12年	238.5千人	平成22年	257.4千人
市街化区域	平成12年	225.3千人	平成22年	247.8千人

保留人口（平成22年）4.8千人

7　決定及び変更の理由

改正都市計画法（H12改正）に基づき、本区域に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定める。また、本区域の都市計画基礎調査により、都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向の検討を行ったところ、本区域については、区域区分に関する都市計画の見直しを行う必要があると判断したことから区域区分を変更するものである。

8　案件の全文

「案件の全文」は、省略し、次の方法で閲覧に供する。

(1)　北海道建設部都市計画課、帯広市都市開発部都市計画課、音更町企画部企画課、芽室町経済部都市開発課及び幕別町都市計画課において閲覧に供する。

(2)　北海道、帯広市、音更町、芽室町及び幕別町のホームページ上に掲載する。

9　公聴会に関する問い合わせ先
北海道建設部都市計画課（〒060－8588）札幌市中央区北３条西６丁目
電話 011－231－4111（内線 29－817）http://www.pref.hokkaido.jp/
帯広市都市開発部都市計画課（〒080－8670）帯広市西５条南７丁目１番地
電話 0155－24－4111（内線 1923）http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/
音更町企画部企画課（〒080－0198）河東郡音更町元町２番地
電話 0155－42－2111（内線 216）http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/
芽室町経済部都市開発課（〒082－8651）河西郡芽室町東２条２丁目14
電話 0155－62－2611（内線 442）http://www.memuro.net/
幕別町都市計画課（〒089－0692）中川郡幕別町本町130番地
電話 0155－54－2111（内線 453）http://www.makubetsu.jp/

北海道告示第1546号

苦小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　開催の日時　　平成15年９月29日（月）午後２時から
2　開催の場所　　苦小牧市旭町３丁目２番２号　苦小牧市民会館　小ホール
3　公述の申出
公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年９月22日（月）までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事（札幌市中央区北３条西６丁目（専用郵便番号 060－8588）北海道建設部都市計画課）に提出しなければならない。
4　公聴会の中止
知事は、３による書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。
なお、中止する場合には、北海道、苦小牧市及び白老町のホームページ上にその旨を掲載する。
5　公述人の決定
知事は、３により書面を提出した者及び必要があると認めるときは、３の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。
6　議事の方法
公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）に規定する方法による。
なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。
公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね200人に制限する。
7　意見を聴こうとする案件
(1)　案　件　名
ア　苦小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案
イ　苦小牧圏都市計画区域区分の変更の素案
(2)　案件の概要
ア　苦小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要
(ア)　都市計画の目標
a　基本的事項
この方針では、苦小牧圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。
b　都市づくりの基本理念
苦小牧圏都市計画区域は（以下「本区域」という。）は、その南側は太平洋に面し、北側を日高山系、支笏火山系にはさまれ、広く勇払原野によって形成されている。圏域の東部地域は農業を中心として発展し、中央部から西部は工業を中心に発展してきた。
本区域は、この勇払原野を中心とし西部の海岸線に沿った平野部に展開する白老町、苫小牧市と安平川、厚真川の各河川流域平野に広がる早来町、厚真町の１市３町で構成されている。これら１市３町は、工業都市として発展を続ける苫小牧市を中心に、都市機能の調和と都市施設の整合を図りつつ、健全な発展と秩序ある整備を進め、快適な広域都市圏の形成に努めている。
苫小牧市は、海・陸・空の交通の要衝に位置し、道央圏の中核都市、各種産業が立地する工業都市として発展しており、今後さらに西部工業地帯の充実と、東部地域の多角的な開発と高度な技術を取り入れた多様な産業の振興を図るとともに、中心市街地の魅力づくりと個性的で魅力的な地域の形成、高齢者・障害者や子供たちにも快適な歩いて暮らせる地域の形成、豊かな自然をまちなみに活かした地域の形成をまちづくりの基本方針として、理想の都市像である「人間環境都市」の創造を目指している。
白老町は、本区域の西部に位置し、高速道路や港湾などを有する恵まれた土地条件を活かし、工業都市として、また観光都市として発展しており、１次産業との調和を図り、アイヌ民族文化や健康保養型レクリエーションゾーンの形成を推進するなど、「産業の多様性あふれる都市」づくりを目指している。
早来町は、苫小牧圏の北東部に位置し、農畜産業を基幹産業として発展してお

り、地理的条件にも恵まれ、臨空性を活かした産業の育成や大都市近郊型の魅力ある農村環境づくりを図るなど、“ホスピタリティ”に満ちた「緑豊かな田園都市づくり」を目指している。

厚真町は、勇払原野の東部に位置し、町域の７割を山林が占める自然豊かな町で、厚真川をはじめ主要な河川が肥沃な大地を形成し、古くから農業を基幹産業としている。また、苫小牧東部地域をはじめとした企業誘致が進められ、臨海部には苫東厚真火力発電所が立地し、道内電力需要の約３分の１を供給している。

このように、自然環境の活用と産業の促進により、「農工が調和した田園都市」を目指している。

(ｲ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、道央圏の中核都市として、人口も堅調な増加を示しており、これまでも海・陸・空の交通の要衝としての利便性を活かした工業都市として各種産業が集積し、産業規模も増加傾向を示している。

また、これまで線引き都市計画区域として、人口や産業等の発展に対応し、計画的市街地形成を図り都市基盤の整備等を進めてきていることから、今後も農林業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図っていくため、本都市計画区域については、引き続き区域区分を定める。

イ　苫小牧圏圏都市計画区域区分の変更の案の概要

(ｱ) 基本方針

平成14年に都市計画法第６条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序有る整備を図るため、都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しを行う。

(ｲ) 区域区分を次のとおり変更する。

ａ　市街化区域に編入する土地の区域

苫小牧市晴海町、宮の森町２丁目の各一部

ｂ　市街化調整区域に編入する土地の区域

苫小牧市沼ノ端の一部

ｃ　市街化区域への編入を保留する土地の区域

苫小牧市字弁天の一部

ｄ　変更の内容

(a) 区域の範囲

都市計画区域　平成12年　84,347ha　平成22年　84,373ha

市街化区域　平成12年　20,093ha　平成22年　20,139ha

(b) 人口

都市計画区域　平成12年　204.2千人　平成22年　214.4千人

市街化区域　平成12年　192.1千人　平成22年　203.5千人

保留人口（平成22年）無し

8　決定及び変更の理由

改正都市計画法（H12改正）に基づき、本区域に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定める。また、本区域の都市計画基礎調査により、都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向の検討を行ったところ、本区域については、区域区分に関する都市計画の見直しを行う必要があると判断したことから区域区分を変更するものである。

9　案件の全文

「案件の全文」は、省略し、次の方法で閲覧に供する。

(1) 北海道建設部都市計画課、苫小牧市企画調整部都市開発室都市計画課、白老町都市整備課、早来町都市建設課及び厚真町建設部都市施設課において閲覧に供する。

(2) 北海道、苫小牧市及び白老町のホームページ上に掲載する。

10　公聴会に関する問い合わせ先

北海道建設部都市計画課（〒060－8588）札幌市中央区北３条西６丁目

電話 011－231－4111（内線 29－817）http://www.pref.hokkaido.jp/

苫小牧市企画調整部都市開発室都市計画課（〒053－8722）苫小牧市旭町４丁目５番６号

電話 0144－32－6111（内線 2767）http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/

白老町都市整備課（〒059－0995）白老郡白老町大町１丁目１番１号

電話 0144－82－2121（内線 295）http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/

早来町都市建設課（〒059－1595）勇払郡早来町大町95番地

電話 01452－２－2511（内線 268）

厚真町建設部都市施設課（〒059－1692）勇払郡厚真町京町120番地

電話 01452－７－2321（内線 422）

北海道告示第1547号

平成９年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

経済部所管の事項に次の１項を加える。

20　一村一雇用おこし支援事業　同

水産林務部所管の事項中第15項を削り、第16項から第43項までを１項ずつ繰り上げ、同事項第44項中「（地域における基礎調査・検討事業に限る。）」を削り、同項を同事項第43項とし、第45項から第50項までを１項ずつ繰り上げ、同事項に次の４項を加える。

50　浜の改革推進事業　同
51　多元的資源管理型漁業推進事業　同
52　地域森林管理体制整備モデル事業　同
53　「森林と人との共生林」保全利用推進事業　同

北海道告示第1548号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

２　売りさばき人の項東川町農業協同組合の事項中「同　　ホクリツ支所」を削る。

同項苫前町農業協同組合の事項の次に次の１事項を加える。

オロロン農業協同組合　平成15.8.1　オロロン農業協同組合
同　初山別支所
同　遠別支所

同項羽幌町農業協同組合の事項、初山別村農業協同組合の事項及び遠別農業協同組合の事項を削る。

同項有限会社マルヨシ吉川商店の事項の次に次の１事項を加える。

株式会社魚国総本社北海道支社　平成15.8.1　留萌合同庁舎売店

同項北海道魚国株式会社の事項を削る。

北海道告示第1549号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の名称及び数量
道庁別館庁舎共用会議室　会議用テーブル　ほか全10点
(2)　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。
(3)　納　入　期　日　平成15年11月14日
(4)　納　入　場　所　北海道庁別館庁舎及び別館西棟庁舎

２　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

３　契約条項を示す場所
札幌市中央区北３条西６丁目　北海道出納局物品管理課

４　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道本庁舎１階出納局入札室
(2)　入　札　日　時　平成15年９月17日　午前10時30分
(3)　開　札　場　所　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　(2)に同じ。

５　入　札　保　証　金
(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

６　郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。

７　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　３に同じ。
(2)　交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

８　落札者の決定方法
財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

９　契約書作成の要否
要

10　入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
(1)　提　出　期　限　平成15年９月12日　午前12時
(2)　提　出　場　所　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道出納局物品管理課

11　そ　の　他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満に端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名　　称　北海道出納局物品管理課

イ 所 在 地　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 32－289

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

公　　表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
遠軽町	大久憲恒	更生保護功労
夕張市	照井謙吉	同
北見市	副島正道	同
札幌市白石区	土本正三	同
上士幌町	坂田勲子	同
斜里町	真鍋光男	同
室蘭市	水島十藏	同
恵山町	竹内力雄	同
寿都町	石野達也	同
門別町	川邊義夫	同
紋別市	松里幹夫	同
中川町	谷口法山	同
帯広市	松浦一平	同
浦河町	畠山京子	同
美深町	中澤義夫	同
音別町	伏見秀雄	同
札幌市東区	藤澤教彰	同
留萌市	近藤明美	同
滝川市	家村卓	同
札幌市豊平区	藤本昭雄	同
浜頓別町	林幸雄	同
札幌市中央区	加藤高士	同
七飯町	浅利繁	同
森町	香田隆	同
石狩市	寺崎康夫	同
砂川市	嶋琢弘	食品衛生功労
登別市	亀谷隆雄	同
士別市	延青義昭	同
森町	佐々木修	同
弟子屈町	岩崎寛	同
稚内市	中陳憲一	同
新得町	宮崎金蔵	同
岩見沢市	中川豊	同
帯広市	宮崎正愷	同
神恵内村	干場賢太郎	同
札幌市中央区	籔内勇	同
浜益村	須藤勝雄	同
瀬棚町	滝沢清	同
釧路市	登坂公雄	同
古平町	川畑勝太郎	同

全国労災病院労働組合美唄支部 支部長 高橋真二郎から、平成15年８月15日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定による通知があった。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

１ 事　　件　(1) 労働条件等の要求に関する係争

(2) 増員等の要求に関する係争

2　日　　時　　平成15年９月１日午前０時以降本問題解決に至るまでの期間
3　場　　所　　労働福祉事業団美唄労災病院において、全国労災病院労働組合の組合員が従事する全職場
4　概　　要　　あらゆる形の争議行為を行う。

公　　告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第３項の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から平成14年度決算の登載依頼があった。

平成15年８月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組合定款第５条の規定に基づき、平成14年度決算の要旨を公告する。

平成15年８月６日

北海道市町村職員共済組合理事長　小　川　公　人

1　組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合　計
19	154	24	120	317

2　組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合　計
組合員数（人）	37,379	1,560	195	4,794	90	6	1,066	45,090
給料月額（百万円）：長期	12,463	597	121	1,528	36	2	0	14,747
〃　：短期	12,578	607	157	1,528	36	0	328	15,234
一人当たり給料月額（円）：長期	333,415	382,815	619,069	318,754	396,747	421,567	0	334,975
〃　：短期	336,512	389,186	807,025	318,755	397,049	0	307,270	337,911

3　組合職員の数は、次のとおりである。

（単位：人）

経理単位	業　務	保　健	宿　泊	貯　金	貸　付	物　資	計
人　員	33	7	38	4	7	8	97

4　各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1)　損益計算書の要旨

（単位：千円）

区　分	短　期	長　期	業　務	保　健	宿　泊	貯　金	貸　付	物　資	基礎年金支払
（収　入）									
負担金	11,766,382	33,939,853	412,795	534,537					
掛　金	10,658,415	18,745,481		534,537					
施設収入・商品売上					2,197,699			1,311,972	
基礎年金交付金		5,482,743							

利息及び配当金	299	8,092,390	10,960	120	583	774,254	2	1	
その他収入	2,428,409	85,083	15,391	101,808	119,191		1,006,005	166,854	1,584,545
他経理から繰入金			137,633		476,724				
前年度支払準備金	2,130,349								
前年度繰越長期給付積立金		368,930,859							
前期損益修正益		76							
計	26,983,854	435,276,485	576,779	1,171,002	2,794,197	774,254	1,006,007	1,478,827	1,584,545
（支出）									
給付金	12,528,690	40,394,348							1,584,545
役職員給与			291,700	72,450	398,040	36,470	67,319	66,412	
旅費・事務費			46,582	6,967	6,781	7,564	7,618	6,589	
商品仕入					79,413			1,311,972	
飲食材料費					292,461				
委託費			46,329	11,550	134,177	95,495	4,859	1,317	
支払利息					26,608	341,527	869,189	16,333	
連合会払込金	386,755	3,842,613					37,448		
老人保健拠出金	7,969,469								
退職者給付拠出金	2,236,976								
基礎年金拠出金負担金		13,027,683							
他経理へ繰入金	68,816	68,817		476,724					
その他支出	2,108,289		139,773	565,928	1,607,068	14,212	25,983	42,324	
次年度支払準備金	2,062,321								
次年度繰越長期給付積立金		377,942,936							
前期損益修正損		88		992					
固定資産除却損					10,017				
計	27,361,316	435,276,485	524,384	1,134,611	2,554,565	495,268	1,012,416	1,444,947	1,584,545

差引当期利益(損失)金	△ 366,152 △ 11,310	9,012,077	52,395	36,391	239,632	278,986	△ 6,409	33,880	0

※短期の差引当期利益(損失)金欄は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益(損失)金です。

(2) 貸借対照表の要旨

（単位：千円）

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
（資産）									
流動資産	2,625,123	18,818,652	606,412	910,638	3,142,674	12,463,895	91,827	2,053,299	
固定資産		359,124,284	1,018	631	5,414,617	44,637,135	44,478,342		
繰延資産			8,871	1,980	4,916		608	5,262	
計	2,625,123	377,942,936	616,301	913,249	8,562,207	57,101,030	44,570,777	2,058,561	0
（負債）									
流動負債	1,068,907		7,491	65,629	207,680	56,133,074	14,641	143,832	
固定負債	2,062,321		463,579	97,591	4,190,457	61,842	43,915,265	1,378,043	
剰余金又は欠損金	△ 506,105	377,942,936	145,231	750,029	4,164,070	906,114	640,871	536,686	
計	2,625,123	377,942,936	616,301	913,249	8,562,207	57,101,030	44,570,777	2,058,561	0

北海道都市職員共済組合公告

北海道都市職員共済組合定款第44条の規定に基づき、平成14年度決算の要旨を公告する。

平成15年８月６日

北海道都市職員共済組合理事長　新　宮　正　志

1　組合に属する地方公務員等

市	一部事務組合等	合計
14	11	25

2　組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般組合員	市長組合員	特定消防組合員	任意継続組合員	合計
組合員数（人）	20,311	14	2,296	510	23,131
給料月額（百万円）	7,147	13	797	177	8,134
一人当たり給料月額（円）	351,866	913,921	347,054	348,288	351,650

3　組合職員の数は、次のとおりである。

（単位：人）

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	24	10	39	5	7	85

4　各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1)　損益計算書の要旨

（単位：千円）

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	基礎年金支払
（収入）									
負担金	6,252,559	20,681,355	212,316	480,713					
掛金	5,861,358	10,156,326		480,652					
施設収入・商品売上					924,508				
基礎年金交付金		2,936,731							
利息及び配当金	21	5,731,043	26,866	15,039	60,116	785,273	3,932	3	
その他収入	948,640	7,183	1,487	6,326	37,571		650,652		1,017,257
他経理から繰入金			70,682		626,000				
前年度支払準備金	1,193,405								
前年度繰越長期給付積立金		213,706,601							
計	14,255,983	253,219,239	311,351	982,730	1,648,195	785,273	654,584	3	1,017,257
（支出）									
給付金	6,839,362	30,100,808							1,015,786
役職員給与			204,975	96,870	267,811	55,981	58,899		
旅費・事務費			21,579	3,937	5,415	937	4,366		
商品仕入					30,455				
飲食材料費					142,825				
委託費			22	11,040	242,903	40,897			
支払利息					38,047	312,732	563,398		
連合会払込金	207,160	1,076,666					23,814		
老人保健拠出金	3,731,206								

退職者給付拠出金	1,195,322								
基礎年金拠出金負担金		7,007,975							
他経理へ繰入金	35,263	35,420		626,000					
その他支出	1,464,799	799	74,268	558,648	565,787	19,079	20,700		1,471
次年度支払準備金	1,129,638								
次年度繰越長期給付積立金		214,997,571							
計	14,602,750	253,219,239	300,844	1,296,495	1,293,243	429,626	671,177	0	1,017,257
差引当期利益金	△ 346,767	0	10,507	△ 313,765	354,952	355,647	△ 16,593	3	0

(2) 貸借対照表の要旨

（単位：千円）

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	基礎年金支払
（資産）									
流動資産	1,821,225	21,016,913	491,445	344,901	1,767,351	5,894,123	142,876	9,789	
固定資産		193,980,835	430,030		3,153,516	22,181,677	27,821,364		
繰延資産									
計	1,821,225	214,997,748	921,475	344,901	4,920,867	28,075,800	27,964,240	9,789	0
（負債）									
流動負債	582,004	177	2,749	23,505	80,024	27,282,867	1,455		
固定負債	1,129,638		209,870	100,159	1,759,145	39,751	27,867,004		
剰余金	109,583	214,997,571	708,856	221,237	3,081,698	753,182	95,781	9,789	
計	1,821,225	214,997,748	921,475	344,901	4,920,867	28,075,800	27,964,240	9,789	0

支　庁　告　示

北海道留萌支庁告示第２号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第７条第１項の規定により、次のとおり平成15年度から翌々年度までの種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。

平成15年８月29日

北海道留萌支庁長　真　鍋　俊　彦

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集荷地域
留萌第１号	平成15. 8.19	苫前郡羽幌町南６条２丁目１番地	オロロン農業協同組合	遠別町

北海道網走支庁告示第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年８月29日

北海道網走支庁長　毛　利　明　雄

1　資格及び調達をする賃貸借物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする賃貸借物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年８月29日に一般競争入札の公告を行う空気清浄機の賃貸借及びメンテナンス契約

⑵　資　　格　　空気清浄機の賃貸借及びメンテナンスに関する資格（以下「資格」という。）

⑶　賃貸借物品等の種類　　空気清浄機

2　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　道税を滞納している者でないこと。

⑸　平成15年８月１日現在において、空気清浄機の賃貸事業を営んでいること。

⑹　資格審査の申請をする日の直前２営業年度分（当該２営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、入札説明書に定める機器と同等以上の機器の導入について契約を締結し、かつ誠実に履行した者であること。

⑺　網走支庁管内に本店、支店若しくは営業所等を有していて、メンテナンス要員を常時３人以上雇用していること又は網走支庁管内に本店、支店若しくは営業所等を有してメンテナンス要員を雇用している者と契約を結び、網走支庁管内にメンテナンス要員が３人以上常駐し、点検等の要求に対して直ちに実施できる体制となっていること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑹の資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申 請 の 時 期　　平成15年８月29日から９月９日まで

⑵　申 請 の 方 法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地　　北海道網走支庁総務部総務課
北海道網走市北７条西３丁目

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7　資 格 の 喪 失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道網走支庁告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年８月29日

北海道網走支庁長　毛　利　明　雄

1　入札に付する事項

⑴　調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

空気清浄機　８台（１月当たりの単価）

⑵　調達をする賃貸借物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3) 契　約　期　間　　平成15年10月１日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年９月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(4) 納　入　場　所　　北海道網走支庁長の指定する場所
2　入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道網走支庁告示第19号に規定する資格を有すること。
3　契約条項を示す場所
北海道網走市北７条西３丁目　北海道網走支庁総務部総務課
4　入札執行の場所及び日時
(1) 入　札　場　所　　北海道網走市北７条西３丁目　網走総合庁舎２階２号会議室
(2) 入　札　日　時　　平成15年９月18日　午前10時
(3) 開　札　場　所　　(1)に同じ。
(4) 開　札　日　時　　(2)に同じ。
5　入　札　保　証　金
入札保証金は、免除する。
6　入札説明書の交付に関する事項
(1) 交　付　場　所　　３に同じ。
(2) 交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。
7　郵便等による入札
認めないものとする。
8　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（８台１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（８台１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　契約書作成の要否
要
10　そ　の　他
(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　北海道網走支庁総務部総務課
イ　所　在　地　　郵便番号 093－8585　北海道網走市北７条西３丁目
電話番号 0152－44－7171　内線 2115
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道釧路支庁告示第６号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第１項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第１項の規定により公告する。

平成15年８月29日

北海道釧路支庁長　高　橋　英　明

商号又は名称	住　　所	氏　　名	登録番号	登録取消年月日
メルシー	北海道釧路市共栄大通９丁目１番1067号Ｋ＆Ｍビル	井上美智子	北海道知事(1)釧第00217号	平成15．8.18

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年８月29日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　資格及び調達をする役務の種類
平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契　　約　　平成15年８月29日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学の複写サービスの供給に係る契約

⑵　資　　格　　札幌医科大学の複写サービス供給の資格（以下「資格」という。）
⑶　役務の種類　　札幌医科大学の複写サービスの供給

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
⑵　政令第167条の４第２項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
⑷　道税を滞納している者でないこと。
⑸　平成15年８月29日において引き続き２年以上その供給事業を営んでいること。
⑹　札幌医科大学の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその付属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
⑺　当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期

⑴　申請の時期　　平成15年８月29日から９月８日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで
⑵　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地　　札幌医科大学事務局学務課
札幌市中央区南１条西17丁目

5　資格審査の再申請

⑴　次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

⑵　再申請の方法

再申請をしようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第64号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年８月29日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　入札に付する事項

⑴　調達をする役務の名称及び数量

札幌医科大学がん研究所の複写サービスの供給
複写機（白黒）　　１台

⑵　調達をする役務の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。
⑶　契約期間　　平成15年９月16日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年９月15日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
⑷　履行場所　　別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第63号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局学務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　札幌市中央区南１条西17丁目

札幌医科大学東棟１階学務課会議室

(2) 入札日時　平成15年９月10日（水）午前11時

(3) 開札場所　(1)に同じ。

(4) 開札日時　(2)に同じ。

5　入札保証金

入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　３に同じ。

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

7　郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　称　札幌医科大学事務局学務課

イ　所在地　郵便番号 060－8556　札幌市中央区南１条西17丁目

電話番号 011－611－2111　内線 2182

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第108号

平成15年８月16日北海道議会議員中里慶三の死亡により、伊達市選挙区において北海道議会議員補欠選挙を行うべき事由が発生した。

平成15年８月29日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

北海道選挙管理委員会告示第109号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第２項及び第23条第１項の規定に基づき、伊達市北海道議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり決定した。

平成15年８月29日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

1　登録基準日　平成15年９月18日

ただし、年齢については、平成15年９月28日現在

2　登録日　平成15年９月18日

3　縦覧期間　平成15年９月19日から20日まで

北海道選挙管理委員会告示第110号

北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年８月29日

北海道選挙管理委員会委員長　土　屋　良　三

北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

北海道選挙管理委員会規程（昭和48年北海道選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項の表中「課長補佐及び主幹」を「主幹」に、「係長及び主査」を「主査」に、「市町村係長」を「市町村係長及び主査（合併・広域行政担当主査に限る。）」に改める。

附　則

この規程は、平成15年８月29日から施行する。

渡島海区漁業調整委員会
委員補欠選挙長公告

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出の告

示を、平成15年８月26日、次のとおり渡島支庁の掲示板に掲示して示達した。

平成15年８月29日

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　浅　沼　榮　一

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第４号

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙について、候補者として、次のとおり届出があった。

平成15年８月26日

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　浅　沼　榮　一

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	住所	生年月日（年齢）	党派	職業
1	平成15年８月26日	本人届出	たかしま　たけとし 高島　武俊	男	北海道亀田郡恵山町字中浜45番地の１	昭和20年５月11日（満58歳）	無所属	漁業

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における無投票の告示を、平成15年８月26日、次のとおり渡島支庁の掲示板に掲示して示達した。

平成15年８月29日

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　浅　沼　榮　一

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第５号

平成15年９月４日執行の渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙は、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないから、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第４項の規定により投票は行わない。

平成15年８月26日

渡島海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　浅　沼　榮　一

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長公告

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における候補者の届出の告示を、平成15年８月26日、次のとおり釧路支庁の掲示板に掲示して示達した。

平成15年８月29日

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　大　山　勝　男

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第４号

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙について、候補者として、次のとおり届出があった。

平成15年８月26日

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　大　山　勝　男

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	住所	生年月日（年齢）	党派	職業
1	平成15年８月26日	本人届出	おかじま　けんいち 岡嶋　賢一	男	北海道広尾郡大樹町字浜大樹196番地	昭和13年５月10日（満65歳）	無所属	漁業

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙における無投票の告示を、平成15年８月26日、次のとおり釧路支庁の掲示板に掲示して示達した。

平成15年８月29日

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　大　山　勝　男

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示第５号

平成15年９月４日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙は、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないから、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第４項の規定により投票は行わない。

平成15年８月26日

釧路十勝海区漁業調整委員会委員補欠選挙長　大　山　勝　男

道　警　察　本　部　告　示

北海道警察本部告示第116号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部次のように改正し、平成15年９月１日から施行する。

平成15年８月29日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

別表札幌方面夕張警察署の項中

「

末　　広			夕張市末広１丁目94番地の１	夕張市本町１丁目から６丁目まで、末広１丁目及び２丁目、住初、旭台、社光、福住、丁未、小松、錦、富岡、高松、昭和並びに旭町
		鹿の谷	同　　鹿の谷３丁目５番地	同　　鹿の谷１丁目から３丁目まで、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町、新千代田及び千代田の一部
若　　菜			同　　若菜10番地	同　　若菜、千代田の一部、平和、常盤、日吉、富野及び錦沢
清 水 沢			同　　清水沢２丁目	同　　清水沢１丁目から３丁目まで、同清水沢１丁目から４丁目まで、清水沢清栄町、清水沢宮前町、清水沢清湖町及び清水沢清陵町
		南　部	同　　南部東町76番地	同　　南部大宮町、南部若美町、南部新光町、南部東町、南部菊水町、南部青葉町、南部夕南町、南部岳見町、南部幌南町、南部遠幌町、南部北夕町、鹿島緑町、鹿島富士見町、鹿島栄町、鹿島弥生町、鹿島代々木町、鹿島春日町、鹿島北栄町、鹿島千年町、鹿島錦町、鹿島宝町、鹿島常盤町、鹿島明石町及び鹿島白金
		紅葉山	同　　紅葉山81番地１	同　　紅葉山、楓、登川及び滝の上
		沼の沢	同　　沼の沢42番地	同　　真谷地及び沼の沢

」

を

「

末　　広			夕張市末広１丁目94番地１	夕張市本町１丁目から６丁目まで、末広１丁目及び２丁目、住初、社光、福住、丁未、小松、錦、富岡、高松、昭和、旭町、鹿の谷１丁目から３丁目まで、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町並びに千代田の一部
若　　菜			同　　若菜10番地28	同　　若菜、平和、常盤、日吉、富野及び千代田の一部
清 水 沢			同　　清水沢２丁目52番地	同　　清水沢１丁目から３丁目まで、南清水沢１丁目から４丁目まで、清水沢清栄町、清水沢宮前町、清水沢清湖町及び清水沢清陵町
		南　部	同　　南部東町76番地	同　　南部大宮町、南部若美町、南部新光町、南部東町、南部菊水町、南部青葉町、南部夕南町、南部岳見町、南部幌南町、南部遠幌町、南部北夕町、南部住の江町、鹿島緑町、鹿島富士見町、鹿島栄町、鹿島弥生町、鹿島代々木町、鹿島春日町、鹿島北栄町、鹿島千年町、鹿島錦町、鹿島宝町、鹿島常盤町、鹿島明石町及び鹿島白金
		紅葉山	同　　紅葉山81番地１	同　　紅葉山、楓、登川及び滝ノ上
		沼の沢	同　　沼ノ沢42番地	同　　真谷地及び沼ノ沢

」

に改め、同表旭川方面旭川中央警察署の項中

「

大　町			同　住吉町１条3864番地	同　大町１条、大町２条及び旭町２条の７丁目から20丁目まで、旭町１条７丁目から21丁目まで、大町３条７丁目から９丁目まで、北門町７丁目から22丁目まで、住吉町１条から７条まで、春光町１区及び春光町２区の１条から11条まで、大町３条の一部（大町２条の６丁目と７丁目の境界線の延長線以南除く。）、春光町の一部（自衛隊敷地及び大町２条の６丁目と７丁目の境界線の延長線以南除く。）並びに字近文の一部（道道旭川幌加内以西）

」

を

「

大　町			同　住吉町４条１丁目１番１号	同　大町１条、大町２条及び旭町２条の７丁目から20丁目まで、旭町１条７丁目から21丁目まで、大町３条７丁目から９丁目まで、北門町７丁目から22丁目まで、住吉４条から６条までの１丁目及び２丁目、住吉７条１丁目、春光４条から６条までの１丁目から４丁目まで、春光７条２丁目及び３丁目、大町３条の一部（大町２条の６丁目と７丁目の境界線の延長線以南を除く。）、春光町の一部（自衛隊敷地及び大町２条の６丁目と７丁目の境界線の延長線以南を除く。）並びに字近文の一部（道道旭川幌加内線以西）

」

に改め、同表旭川方面稚内警察署の項中

「

中　央			稚内市中央４丁目５番27号	稚内市宝来及び中央の１丁目から５丁目まで、港１丁目から３丁目まで並びに開運町１丁目及び２丁目
大　黒			同　大黒３丁目３番地	同　港４丁目及び５丁目、大黒、こまどり、潮見、緑並びに末広
朝　日			同　朝日１丁目2184番地	同　富岡、萩見、朝日、栄、若葉台、はまなす１丁目及び大字稚内村字ウェンナイ

」

を

「

中　央			稚内市中央４丁目５番27号	稚内市宝来及び中央の１丁目から５丁目まで、港１丁目から３丁目まで、開運１丁目及び２丁目並びに大字稚内村字ヤムワッカナイの一部
大　黒			同　大黒３丁目２番６号	同　港４丁目及び５丁目、大黒、こまどり、潮見及び末広の１丁目から５丁目まで、緑１丁目から６丁目まで、新末広町、新港町並びに大字稚内村字ヤムワッカナイの一部
朝　日			同　朝日１丁目１番５号	同　萩見及び栄の１丁目から５丁目まで、富岡及び朝日の１丁目から６丁目まで、若葉台、新光町並びにはまなす１丁目

」

に、

「

野寒布	同　ノシャップ１丁目	同　恵比須、ノシャップ、富士見並びに大字稚内村字ウロンナイ、字豊浜、字マタルナイ及び字坂の下
勇　知	同　大字抜海村字上ユーチ原野591番地の19	同　大字抜海村及び大字声問村字更喜苫内
声　問	同　大字声問村字コヱトイ	同　大字声問村字コヱトイ及び字恵北並びにはまなす２丁目から５丁目まで

」

を

「

野寒布	同　ノシャップ１丁目３	同　恵比須、ノシャップ及び富士見の１丁目から５丁目まで、ノシャップ、大字稚内村字ウロンナイ、字マタ

	番５号	ルナイ、字キタウケナイ、字ルエベンルモ、字ルエラン及び字ヤムワッカナイの一部
勇　知	同　　大字抜海村字上ユーチ原野591番地19	同　　大字抜海村及び大字声問村字更喜苫内
声　問	同　　声問３丁目11番３号	同　　はまなす２丁目から５丁目まで、声問１丁目から５丁目まで、大字声問村字声問、字恵北及び字メクマ

に、

「

宗　谷	同　　大字宗谷村字宗谷158番地	同　　大字宗谷村字宗谷、増幌、富磯及び清浜
大　岬	同　字大岬24番地	同　　字大岬、珊内、峰岡及び豊岩

」を

「

宗　谷	同　　大字宗谷村字宗谷158番地	同　　大字宗谷村字宗谷、字増幌、字富磯及び字清浜
大　岬	同　字大岬24番地１	同　　字大岬、字珊内、字峰岡及び字豊岩

」に、

「

沓　形	利尻郡利尻町沓形字日出町63番地

」を「

沓　形	利尻郡利尻町沓形字日出町63番地１

」に、

「

船　泊	同　大字船泊村字ヲションナイ310番１

」を「

船　泊	同　大字船泊村字ヲションナイ310番地の１

」に改める。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社